

公立大学法人国際教養大学の中期目標の期間における業務の実績に関する評価基準

平成22年7月28日

改正：平成28年6月27日

改正：平成30年4月 1日

改正：平成31年1月18日

秋田県地方独立行政法人評価委員会

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条の規定及び秋田県公立大学法人の業務実績に係る評価基本方針（平成17年7月13日秋田県地方独立行政法人評価委員会決定（以下「評価基本方針」という。））に基づき、公立大学法人国際教養大学（以下「法人」という。）における中期目標の期間における業務の実績に関して行う評価については、以下の基準による。

1 評価の趣旨

中期目標期間終了後において、中期目標に掲げた各項目の達成状況の調査・分析結果を踏まえ、事業の実施状況、法人のマネジメントの観点から業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。

2 評価の実施

法人の評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。

(1)項目別評価

項目別評価は、様式1「公立大学法人国際教養大学の中期目標の期間における業務の実績に関する項目別調書」に基づき、中期目標及び中期計画に掲げた各項目の達成状況について、各事業年度の実績及び法人による自己評価結果等を総合的に勘案して実施する。

(2)全体評価

全体評価は、様式2「公立大学法人国際教養大学の中期目標の期間における業務の実績に関する全体評価調書」に基づき実施することとし、項目別評価の結果を踏まえ、業務の達成状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。

なお、評価は設立時及び中期目標設定時の理念の実現を評価の基軸としつつ、法人を取り巻く諸事情の変化も勘案して実施する。

3 項目別評価の基準

原則として、以下の5段階で評価する。

S：特に優れた実績を上げている。

（評価委員会が特に認める場合）

A：中期目標を達成している。

（達成度が100%以上と認められるもの又は評価委員会が達成度100%相当と認める場合）

B：中期目標を概ね達成している。

（達成度が80%以上100%未満と認められるもの）

C：中期目標を十分には達成できていない。

（達成度が80%未満と認められるもの）

D：業務の大幅な改善が必要である。

（評価委員会が特に認める場合）

- ・ 定量的な評価指標が設定されている場合は、上記基準により評価することを基本とする。
- ・ 定性的な評価指標が設定されている場合は、上記基準に基づき、委員の協議により評価する。
- ・ 評価の最小単位以外の評価項目については、上記基準に基づき、委員の協議により評価する。

4 その他

本基準は、必要に応じ、評価委員会の協議により見直すことができるものとする。

5 経過措置

平成22年3月31日をもって終了する中期目標期間に係る評価のうち項目別評価の基準の適用については、3の規定にかかわらず、同日をもって終了する事業年度に係る項目別評価の例によるものとする。

様式1及び様式2 略